

IV-241 海の歴史公園に関する基礎的研究

運輸省第五港湾建設局 正会員 木本英明

" 國山哲夫

運輸省鉄道監督局

野竹和夫

はじめに

近年における市民意識の高まりや社会情勢の変化の中で港湾に対する要請も変化しており、それに答える働きのひとつとして緑地導入が図られてきている。しかし、既存の緑地計画は都市公園的発想によるもので、港湾計画と緑地導入に関し新たな方向性を考える必要がある。本研究はこのようす観点からの緑地計画の一施策として港湾及び海の役割、価値を広く啓発するため、歴史的、教育的価値を有する港湾関連施設についての実態を調査し、それに基づく海の歴史公園計画について検討したものである。海事専門家によって構成される委員会を中心に、図-1に示すフローにて研究をすすめた。

1 海の歴史公園の社会的必要性

急速な経済成長や社会変革、土地開発により多くの貴重な歴史的資料が散逸、減少の危機にさらされ、その保護の必要性が広く叫ばれている。とりわけ海事事物はその立地の特殊な条件により新陳代謝の激しいものであり、これら等を収集していくことは管理下に置くことによって長く保存可能にする場所が必要である。また海事史の研究という観点においても、現在、造船史(船舶史)・経済史の中での航運史、建築史の中での港町史、土木史の中での港湾技術史、その他航路史、民俗学等多岐にわたる分野がそれぞれ単独に少數の研究者によって取り組まれているに過ぎず、これらを総合的にまとめた海事史学というものは未だ確立されていない。(一昨年海事史学会が組織されたが、まだ組織として確立していない)。学術的見地から海事事物の保存、研究のための海の歴史公園が必要とされるゆえんである。

我が国は島国としての特性から、古代から海とは切っても切り離せない関係にあり、歴史時代に入つてからも遣隋使、遣唐使、御朱印船による海外貿易及び江戸時代の千石船による国内流通への貢献、というように、歴史上海運は確固たる地位を築いている。また現代においても外国貿易のはば100%、また国内物貿易においても50%以上が海運であるなど我々の日常生活において海運の恩恵を被つていはいるのは bahwaといつてもよい。また将来ますますその重要性は高くなるものと想われる。しかししながら近年海岸地域の埋立てによる工業用地の造成や海水汚染による海水浴禁止区域の拡大等の影響によりざくざく海水に範囲の人々が直接的な海との接觸を失なってきている。国民の海への関心は大きく後退しているといつても過言ではない状況にある。従つて国民全体に、我が国の飛躍に果たした海運、船、港湾等の役割を再認識させ、国民の関心を再び海に向けさせることがこれから我が国の発展をはかる上で非常に大きな意味もある。以上のような意味において海事に関する歴史的残存物を収集、展示、研究し、また体験させる海の歴史公園が必要であると考えられる。

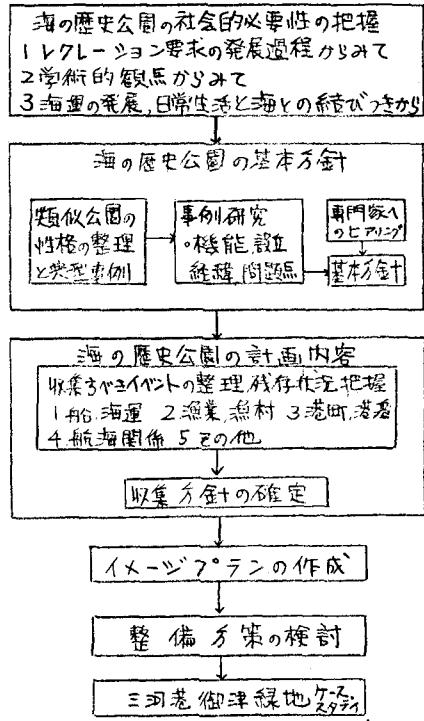


図-1 海の歴史公園計画研究フロー

2. 海の歴史公園の基本方針

海の歴史公園のイメージをより具体化するために専門家へヒアリングを行い、内外の類似施設を参考として海の歴史公園の基本的な方針を定めた。

- ①全国を対象としてできる限り「本物」を集めること。
- ②明治以前のものについては「本物」も少ないので必要に応じて原寸大で復元すること。
- ③いきなり完成したものを作るのではなく、長期間かけて調査研究しながら作ること。そのためには研究機関が必要だこと。
- ④日本で海運に果たした小型船（漁船等）の復制は甚大であるのでこのことをイメージさせるような施設をつくること。
- ⑤単に展示物を見せるだけではなく、体験できるようにすること。
- ⑥博物館及び屋外展示場をつくり、時代ごとに、在船、港町の様子を群として再現すること。
- ⑦港湾機能のPR、研究内容の公開、青少年の啓蒙等ができる研修所等をつくること。

3. 海の歴史公園のイメージプランと整備方策

2の基本方針に基づき、海の歴史公園のイメージを描くと図-2のとおりとなる。次にこのような計画を実行にうつすためには、巨額の費用と関係各機関の協力、関係者の並々ならぬ懇意が伴わなければならぬ。そこで事業全体を含めた海の歴史公園の整備方策について次の3つの内容に区分して考えることとする。第一に護岸、駁船広場、散策路、駐車場等の基礎施設については港湾整備事業あるいは公的レクリエーション地区整備制度によって実施する。第二に博物館の建設、建物の构筑、復元、資料の収集については、文化庁等の強力なバックアップのもとに国または地方公共団体の事業としてすすめることが望ましいが、場合によつては、財界、海事関係の財團から資金の援助を受けることも考慮される。この場合は、管理、運営を含めて新たに財团法人の組織化が必要であろう。第三に研究部門（研究所）については、文部省、文化庁、運輸省等の協力のもとに、海事を扱う大学の研究所の設置または既存の関係研究機関の再編等により整備する必要がある。

4. 三河御津半島ににおけるケーススタディ

愛知県三河港では御津地区に保地公園として総合的な機能をもつ臨海公園を計画しえのうち約15haに海の歴史公園を導入したい意向を持つてあり、本調査では前述のイメージプランを御津保地にまとめて作業を行つた。

あたりに

この計画の実現のためには何よりも先に行政側の情熱と二つに分かれられる体制づくりと財政的基礎が必要であると考えられる。従つて、海と人々の係り合ひを歴史的に写像し、国民の海に対する意識を高めるニーズ海の歴史公園の必要性を、今後とも広くアピールし、実現できる体制が整えられるよう努力しなければならない。

